

平成20年瑞穂町教育委員会第9回定例会 会議録

平成20年9月2日瑞穂町教育委員会第9回定例会が瑞穂町ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 吉野 ゆかり 君 ・ 2番 吉岡 康 君 ・ 3番 大澤 利夫 君 ・ 4番 岩田 良男 君
5番 岩本 隆 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 教育長及び委員会に出席した職員は、次のとおりである。

教育長 岩本 隆 君 ・ 教育部長 村山 正利 君 ・ 学校教育課長 村野 香月 君 ・ 学校教育課主幹 谷合 しのぶ 君
社会教育課長 横沢 真 君 ・ 図書館長 桶田 潔 君 ・ 課長補佐(事務局) 横澤 和也 君

1 本日の傍聴者 0名

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第49号 教育に関する事務のうち東京都多摩教育事務所西多摩支所が行う事務補完等の終了について

日程第4 議案第50号 平成20年度一般会計補正予算(第2号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について

- 日程第5 議案第51号 瑞穂町総合型地域スポーツクラブ検討委員会設置要綱
日程第6 報告事項1 瑞穂町耕心館の指定管理者の指定について

開会 午後1時30分

岩田委員長 只今の出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成20年瑞穂町教育委員会第9回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

岩田委員長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により、委員長において、1番 吉野委員を指名いたします。

岩田委員長 日程第2 諸報告を行います。初めに教育長より報告願います。

岩本教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりです。

岩田委員長 私からは、詳しい報告が後ほどあろうかと思いますが、8月9・10日に瑞穂中学校のソフトテニス部が関東大会へ出場しまして、私と大澤委員、村野課長の3名で応援へ行ってきました。

8月12日に産業まつりの運営委員会がありまして、今年は11月15・16日に例年通りに開催されます。

8月22日に社会を明るくする運動の反省会があり、出席をして挨拶をしてまいりました。

8月28日に東京都市町村教育委員会連合会の第2回常任理事会と理事会、研修会に出席してまいりました。理事会の主な内容としては、平成20年度の研修内容が主な内容でした。ただ今の報告で、質問がありましたら、お願いいたします。今までの報告で、何か質問はありますか。

吉岡委員 教育長の業務報告の中に、初任者宿泊研修会とありますが、この初任者とはどなたのことでしょうか。

岩本教育長 これは、羽村市を除く西多摩地区の教職員の初任者となります。

岩田委員長 ほかに質問はありませんか。

(質疑なし)

岩田委員長 それでは質疑もないようですので、以上で諸報告は終了いたします。

岩田委員長 日程第3 議案第49号 教育に関する事務のうち東京都多摩教育事務所西多摩支所が行う事務補完等の終了についてを議題といたします。教育長より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 「教育に関する事務のうち東京都多摩教育事務所西多摩支所が行う事務補完等の終了について」の、提案理由のご説明を申し上げます。

平成21年3月31日付けをもって、東京都多摩教育事務所西多摩支所が廃止されます。これに伴い、西多摩支所が行っていた事務補完等の一部の事務を西多摩郡の町村に管理、執行することについて覚書を交わす必要があるため、本案を提出するものです。

なお、覚書の調印につきましては、9月30日を目途に現在調整中ではありますが、平成21年3月31日から施行するものです。詳細につきましては、村山教育部長に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

教育部長 議案第49号 教育に関する事務のうち東京都多摩教育事務所西多摩支所が行う事務補完等の終了についてをご説明申し上げます。最初の覚書の序文につきましては、東京都多摩教育事務所西多摩支所が平成20年度をもって廃止するというので、これ以降の覚書を取り交わす必要がありますので、議案としたものです。件名ですが、東京都多摩教育事務所西多摩支所による人事事務、学校への指導事務の補完等の終了並びに給与・旅費・研修等の東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行についてです。時期として、事務補完等は、平成21年

3月31日とするものです。東京都教育委員会に属する事務を廃止する時期を平成21年4月1日とするものです。内容として、現在西多摩支所で行っている指導等は、平成21年3月31をもって終了するものです。東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例第2条の3の項より12の項までの事務について、各々が管理し、執行するものです。その他として、本覚書の規定する条件等についての詳細は、覚書の取り交わし後から平成21年3月31日までを目途に協議し、決定することを明記したものです。補足としまして、甲を東京都教育委員会、乙を瑞穂町教育委員会、丙を日の出町教育委員会、丁を檜原村教育委員会、戊を奥多摩町教育委員会として、連署にて覚書を交わすものです。この覚書については、契約行為に準ずるということで、契約、協定、覚書という順序の中の確認事項を交わすということでございます。以上で説明とさせていただきます。

岩田委員長

以上で説明が終わりました。何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

吉岡委員

事務補完の終了の理由と、これによるメリット、デメリットを教えてくださいと思います。

岩本教育長

東京都は行政改革の一貫として、組織の改変を行っております。その一貫として、西多摩支所が廃止ということですが、本来ならば、業務として市町村が独自で行わなければならなかったのですが、町村においてはその力がまだ弱いということで、東京都に本来の事務の補完をしていただいていたということです。そうした中、東京都は行政改革の一貫として、かなり組織を改変しております。

例えば、社会教育の部門が知事本局の部門へ行ってしまい、教育庁は学校教育に特化した形になっているように見えます。現在、東京都が中心に考えているのは、都立学校ということで、小中の義務教育に関しては、区市町村立の学校ですから、地域支援という考え方があります。そうしたことがあり、本来町村でやるべきことだから、それぞれでやってもらいたいということです。これは、メリットもデメリットももちろんあります。それだけの力があるか、未知数の部分があります。これからは、西多摩支所で行っていた指導業務から給与、福利厚生も、すべて瑞穂町教育委員会でやらないといけません。指導業務について、瑞穂の規模を考え、指導主事2名を

要望していて、1名は確定しております。これからの要望で、プラス1名となるかもしれません。もし、1名の場合は、少し弱いかなと思います。町の対応としては、組織を充実させるために、指導室という形で課と係を設けた際に、町から職員を派遣してもらわないといけません。ただ、協力をしてもらえないのではないかと考えております。

総じて大変ですが、デメリットよりはメリットの方が多いのではないかと考えております。学校と教育委員会の関係が、すべて教育委員会と学校というつながりだけではなく、一部、人事の内容については西多摩支所がやっておりました。そのため、この関係は教育委員会、この関係は西多摩支所ということで、考えが難しいところもあったわけですが、市と同じような形で一本化され、教育委員会と学校がもっと密着することが最大のメリットではないかと思えます。後は、不透明なところがあるので、早く市並みの充実した指導ができるような形にしなければならぬと思えます。

吉岡委員 行政改革が市町村に対してメリットとなる部分もあるけれど、人員としてはできるということでしょうか。

岩本教育長 指導業務として、一番初めに指導主事が配置されたのは区部です。そして、市も区並みにするというので、指導主事が2名と統括指導主事が配置されています。町村には、これまで配置されていなかったものですから、急には難しいということもありますが、瑞穂町の現状を考えて、市並みにできるような体制となるように、東京都にお願いしていかなければ、子どもたちの環境に影響が出ますので、そこは極力東京都にお骨折りをしていただきたいと思えます。町もこれまで努力してきましたので、そこは認めてもらわなければならないと思えます。そうすることで、問題より効果の方が上がるのではないかと考えています。

岩田委員長 教職員の採用や異動について、町村のある程度の要望は入れてもらえるわけでしょうか。

岩本教育長 これまで異動の関係は、西多摩支所を通してお願いをしておりました。これが、西多摩支所を通さずに行うだけで、それほど変わらないのではないかと考えています。情報などきちんとしておかないと、長年やっている市と同じ

ような効果を上げることができるかどうかは未知数で、そこは努力をしていかないといけないと思います。今まで西多摩支所が行っていて、最高の人事ができたかというところでもないと思いますので、努力はしたいと思います。

岩田委員長　ほかに、質問等はございませんでしょうか。

吉野委員　来年度から指導主事が1名確定しているとのことですが、これは東京都から派遣ということでしょうか。また、町から指導室に派遣していただくということですが、これは町の負担、町の職員ということになるのでしょうか。

岩本教育長　現在、町でお願いをして谷合主幹に来てもらっていますから、課長待遇の方はいるわけですから、そこに指導業務をする指導主事は、東京都の負担で来てもらえるということですが、これは1名。瑞穂には7校あるわけですから、7校を1名で見るのは厳しいということで、2名を要求しております。また、その他にも東京都から嘱託でお願いをするということで考えており、そこは協力を得られております。できましたら、指導主事が2名になると良いと考えております。そして、係が1つ増えることになるので、その係については、町から派遣してもらわなければなりません。これは、町の費用となります。そこは若干、東京都から事務費という形で補助が出ます。

吉野委員　ほかの西多摩の町村も指導室ということで、同じような形で4月から行うのでしょうか。

岩本教育長　来年の4月から指導室を設置するのは、瑞穂町だけです。他の町村は、指導室までは設置せず、指導主事を派遣してもらおうということです。多摩教育事務所のバックアップで行うということです。

岩田委員長　ほかにご意見、質問等はございませんか。

(質疑、意見なし)

岩田委員長　それでは意見等ないようですので、お諮りします。議案第49号を原案どおり可決することにご異議はございませんでしょうか。

各委員　異議なし

岩田委員長 異議ないものと認め、議案第49号は原案どおり可決されました。

岩田委員長 日程第4 議案第50号 平成20年度一般会計補正予算(第2号)の原案中、教育に関する部分の意見聴取についてを議題といたします。教育長より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第50号 平成20年度一般会計補正予算(第2号)の原案中、教育に関する部分の意見聴取について提案理由のご説明を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、町長から、平成20年度一般会計補正予算(第2号)のうち、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものであります。詳細につきましては、村野学校教育課長に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

学校教育課長 平成20年度一般会計補正予算第2号のうち、学校教育課関係についてご説明いたします。

まず、歳入では、英語活動等国际理解活動推進事業研究国庫委託金で572,000円を追加し、1,672,000円とするものです。一小が、推進事業拠点校として追加されたことによる増額であります。次に倒木に係る緊急修繕都負担金で、1,343,000円を増額補正するものです。都立瑞穂農芸高校敷地内樹木の倒木により、瑞中に設置している電柱が破損したため、樹木の撤去及び電柱修繕に係る費用を町が負担していたため、都から納入されるものであります。

学校教育課関係の歳出では、委員費用弁償で10,000円を追加し、64,000円とするものです。瑞中ソフトテニス部関東大会出場に伴う、応援費用増額であります。次に日本語通訳謝礼で1,007,000円を追加し、1,987,000円とするものです。日本語通訳を必要とする児童・生徒の増加に伴う増額であります。次に漢字検定委託料で251,000円を追加し、2,254,000円とするものです。中学3年生を受検対象に追加することによる増額であります。次に修繕料で1,417,000円を追加し、11,454,000円とするものです。転落防止対策による増額であります。次に、総合的学習講師謝礼で200,000円を追加して424,000円とし、消耗品費で31,000円を追加して3,245,000円とし、

印刷製本費で40,000円を追加して109,000円とし、通信運搬費で15,000円を追加し、英語指導助手派遣委託料で362,000円を追加し2,588,000円とするものです。いずれも、一小が英語活動等国際理解活動推進事業拠点校に指定されたことによる増額であります。次に、修繕料で1,344,000円を追加し6,928,000円とするものです。都立瑞穂農芸高校から、瑞中敷地への倒木処理・電柱復旧費立替え払いによる増額であります。次に管理用備品で548,000円を追加し1,598,000円とするものです。木工室、金工室の粉塵対策として、小型集塵機及びホース購入のための増額であります。以上で学校教育課関係の説明とさせていただきます。

社会教育課長 続きます。平成20年度一般会計補正予算第2号のうち、社会教育課関係についてご説明いたします。

歳入では、オリンピックムーブメント共同推進事業都委託金で4,424,000円を増額補正するものです。2016年開催に向けた、東京オリンピック招致に向けての啓発活動として東京都が補助するものであり、瑞穂町では町民体育祭運営費、駅伝大会に係る講演経費に充当するものであります。

社会教育課関係の歳出では、耕心館費でサロンコンサート著作権使用料として5,000円を追加し、15,000円とするものです。対象曲数の増加に伴う増額であります。次に備品購入費で540,000円を減額とするものです。耕心館複写機購入に伴う契約差金であります。次に保健体育総務費のオリンピックムーブメント共同推進委託料1,464,000円を新たに追加するものです。第33回瑞穂町駅伝競走大会をオリンピックムーブメント記念大会とし、大会開催約2カ月前に、アスリートによる講演会を実施するための委託料であります。次に体育施設費の工事請負費では、町営プールろ過装置取替工事2,594,000円の減額と、町営プール管理棟外改修工事800,000円を減額するものです。いずれも契約差金であります。次に備品購入費の町営プール更衣室ロッカー購入に伴う契約差金、523,000円を減額するものであります。以上で社会教育課関係の説明とさせていただきます。

図書館長 平成20年度一般会計補正予算第2号のうち、図書館関係についてご説明いたします。図書館関係では、歳出の需用費の増額であります。修繕料で363,000円を追加し、2,481,000円とするものです。機械室ドア取替修繕、

排水管修繕，防犯灯修繕であります。以上で図書館関係の説明とさせていただきます。

岩田委員長 以上で説明が終わりました。何かご質問，ご意見はございませんでしょうか。

大澤委員 学校教育課関係のことですが，日本語通訳謝礼ということで，金額は倍くらいになっておりますが，それに伴う児童・生徒数はどの位増えているのでしょうか。

学校教育課主幹 今年度，98万という昨年度の倍くらいの大きな予算を立てたのですが，年々日本語通訳を必要とする児童・生徒が増え，また通訳をつけないといけない期間が長くなってきております。なかなか日本語を習得できず，本来は3か月くらいで良いところを，四小にいるタイの児童では，2年目になろうとしています。毎日ではなく，週に1度くらいですが，学校の要望もありますし，日本語を習得しないと授業についていけないという部分があり，不登校になったり，いじめの原因になることもあり，手厚くという教育長の考えのもと，今年度もこの金額で目一杯という状況です。1時間で3500円ということもあり，非常に高額です。今後の児童・生徒の状況と予算に余裕がないと指導ができないこともあり，ここで100万円という多くの額となりますが，補正をさせていただけたらと思います。

一小では中国語，二小ではタガログ語といったように外国語を母国語とする低学年の児童が多く，本来ならば低学年の方が日本語の習得が早いはずなのですが，親御さんが外国籍ということもあり，家に帰って日本語を使わないため，なかなか日本語を習得できないという状況があります。現在は，合計で7名に付けていますが，本当はこれだけの人数ではないのです。現在，中学校でも色々な国籍の生徒が在籍しているのですが，小学生と中学1年を対象にして付けています。1時間3500円を，1回2時間を上限にしております。これは相当な金額で，サービスをするだけ，とめどもなく続いてしまいます。そうしたことがあり，学校にはいつまで，また何回という形で，限度を示しております。

また議員の中には，日本語学級を設置したらどうかという方もいらっしゃいましたが，通学距離の問題や教員

を新たに雇用しなければならないなどの問題もあるということで、瑞穂町では学校で直接指導するという形で対応したいと考えています。

吉野委員　これからも外国語を母国語とする児童・生徒が増えてくるということで、学校から保護者の方へ、家では日本語を話して、子どもたちに日本語が身に付くようにといった話しはできているのでしょうか。

学校教育課主幹　そうした話はさせていただいています。しかし、父親が日本人、母親が外国人ということが多く、母親の日本語の習得具合が低いということがあり、どうしても母親の母国語になってしまうことが多いようです。そのため、今後考えていかななくてはならないのは、どのように親御さんへ日本語指導をしていくかというのが課題になるかと思います。そこで、親子一緒に教室などが必要かといった話が出ることもあります。

吉岡委員　社会教育課の補正のオリンピックムーブメントですが、600万円近い補正となり、どのような内容になっているか、教えていただけないでしょうか。

社会教育課長　オリンピックムーブメントに該当するのは、町民体育祭と駅伝競走大会の2つの事業です。2つの事業の中でも、既存の事業でも金額がかかっている部分について、景品にロゴを入れるなどして、オリンピックの機運を高めるために充当する予定でございます。

駅伝競走大会では、充当先として消耗品での計上が多いのですが、その他に新たにアスリートによる講演会を予定しています。それが今回増額している、146万4千円ということになります。以上でございます。

吉岡委員　町民体育祭でも駅伝競走大会でも、内容がいまいちのように感じますので、予算がかなり厳しいかと思われる中、これだけの補正をとっている以上、内容がそれに見合ったものになるのか成果を期待したいと思います。

社会教育課長　成果を出さないといけないと思います。駅伝競走大会は参加チームが減っておりまして、それを増やすことも含め、駅伝競走大会の2カ月前にスカイホールにて講演会を開き、参加者の呼びかけを行いたいと考えております。

吉岡委員 社会教育課に関して、先ほどとは別の内容として契約差金が生じています。複写機を当初、103万8千円としていたものが、54万円となっています。予定の半額ほどになっております。これは当初と同じようなものが入ったのでしょうか。

社会教育課長 まず、予算段階で見積もりを取っております。その後、実際の契約について3社から見積徴収し、予算上の見積もりと契約差金は大きかったのですが、同等品ということで性能等には問題がありません。

吉野委員 先ほど、アスリートの講演会とありましたが、具体的にどのような方を考えていらっしゃるか、決まっているのでしょうか。

社会教育課長 アスリートの講演会ということで、マラソンランナーの谷川真理さんに、11月30日においでいただけるように予定しております。

吉岡委員 学校教育課の補正の中に、倒木があったということですが、これについてお聞きしたいのですが。

学校教育課長 木の直径としては20～30cmで、生徒棟の北側に瑞穂中学校と農芸高校の敷地の境に生えている木が、瑞穂中学校側に倒れてきて、電線で支えるような形で引っかかり、そして電線が架かる電柱もしなっていました。木の生えている敷地が農芸高校であったため、都に電柱を新しくしていただき、また木を抜いていただいたわけですが、緊急でやらなくてはならなかったため、町で持っている修繕料にて対応し、その分を都から町へとその費用を入れてくださいという話になりました。木は、10mくらい高さがあるのでしょうか。斜めに寄りかかってきたという状況でしたので、電柱の関係で約98万円。木の撤去に関してもクレーン車で行うほか、急遽やってもらったということもあり、そのような金額になったと思います。

岩田委員長 ほかにご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(質疑、意見なし)

岩田委員長 それでは意見等ないようですので、お諮りします。議案第50号を原案どおり可決することにご異議はござい

ませんでしょうか。

各委員 異議なし。

岩田委員長 異議ないものと認め、議案第50号は原案どおり可決されました。この補正予算は、9月の議会に上程されま
す。

岩田委員長 日程第5 議案第51号 瑞穂町総合型地域スポーツクラブ検討委員会設置要綱についてを議題といたします。
教育長より提案理由の説明を求めます。

岩本教育長 議案第51号 瑞穂町総合型地域スポーツクラブ検討委員会設置要綱について、提案理由のご説明を申し上げます。
瑞穂町総合型地域スポーツクラブの在り方を協議するため、検討委員会を設置する必要があるため、本案
を提出するものです。この要綱は、瑞穂町の特性及び実情に応じた総合型地域スポーツクラブの在り方について、
協議するための検討委員会を置くものであります。附則といたしまして、この告示は、告示の日から施行するも
のものです。詳細につきましては、横沢社会教育課長に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定をいただきます
ようお願いし、提案理由の説明といたします。

社会教育課長 議案第51号 瑞穂町総合型地域スポーツクラブ検討委員会設置要綱について、ご説明を申し上げます。

「総合型地域スポーツクラブ」とは、子どもからお年寄り、ハンディキャップのある方まで、性別や世代・年齢
などに係わらず参加でき、単一のスポーツ種目だけでなく、複数の種目を楽しむことができる会員制のクラブで
す。

昨年度策定した瑞穂町スポーツ・レクリエーション振興計画の基本施策の1つに瑞穂町でも総合型地域スポー
ツクラブを設立することになっており、瑞穂町の特性及び実情に応じた総合型地域スポーツクラブの在り方につ
いて協議するため、検討委員会を設置するものであります。

内容について、ご説明申し上げます。

第1条では、設置について、第2条では、所掌事項について、定めるものでございます。

第3条では、組織について、定めるものでございます。体育指導委員9人以内、体育協会役員5人以内でございます。

第4条では、委員の任期について、第5条では、委員長及び副委員長について、定めるものでございます。

第6条では、会議について、第7条では、分科会について、定めるものでございます。

第8条では、庶務について、定めるものでございます。

附則といたしまして、この告示は、告示の日から施行するものであります。以上簡単でございますが、説明とさせていただきます。

岩田委員長 以上で説明が終わりました。何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

吉野委員 第3条の組織において、体育指導委員と体育協会の役員の方の14名とありますが、これは体育の分野でプロに近い方かと思うのですが、ほかに専門の助言者は入らないのでしょうか。

社会教育課長 今回の総合型の地域スポーツクラブですが、これはまだ町民の方々に浸透していないというのが現状です。その中で、体育指導委員、体育協会の役員の中にも具体的にどういったものか分からないということもありますので、まず検討委員になっていただいて、勉強会というような形で検討委員会を始めたいと考えております。

専門的な方として、日本体育協会の方にも講師として来ていただく予定で考えております。

大澤委員 この委員会の中で、在り方や事務組織等について検討していくわけですが、検討していくにあたり、いつ頃までという期間があるかと思うのですが、その目途はどのようになっているのでしょうか。

社会教育課長 検討委員会は、まだ手探り状態の部分があります。今年度中に勉強をしながら、瑞穂町に合った総合型の地域スポーツクラブを検討いただきまして、目標としては今年度中に教育長に報告という形を考えております。次の段階として、クラブをつくるための準備委員会を設立していきたいと思っております。この時には、町の方にも公募し

たいと考えております。そしてスポーツクラブの設置は、平成22年度を目途に作っていきたいと考えております。

岩田委員長　ほかにご質問、ご意見はございませんでしょうか。
（質疑、意見なし）

岩田委員長　それでは意見等ないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第51号に対する討論を始めます。
討論がありましたら、ご発言をお願いします。
（討論なし）

岩田委員長　それでは討論がないようですので、討論を終結いたします。お諮りします。議案第51号を原案どおり決定することに異議はございませんでしょうか。

各委員　異議なし。

岩田委員長　異議ないものと認め、議案第51号は原案どおり可決・決定されました。

岩田委員長　日程第6 報告事項1 瑞穂町耕心館の指定管理者の指定について、教育長より報告をお願いします。

岩本教育長　報告事項1 瑞穂町耕心館の指定管理者の指定について、ご報告を申し上げます。

瑞穂町耕心館の指定管理者を指定する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める必要があるため、本議案を9月議会に提出するものであります。議案の内容ですが、

- 1 公の施設の名称 瑞穂町耕心館
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 アクティオ株式会社
代表取締役社長 植村 敏明
東京都目黒区上目黒三丁目2番3号 りそな 中目黒ビル6階

3 指定の期間 平成20年10月1日から平成25年3月31日までであります。
以上報告とさせていただきます。

岩田委員長 以上で報告が終わりました。何かご意見，ご質問はございませんでしょうか。
(質疑，意見なし)

岩田委員長 それでは質問等ないようですので，報告事項を終結いたします。

岩田委員長 以上をもって，本定例会に付議された案件は，すべて終了いたしました。これにて，平成20年瑞穂町教育委員会第9回定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会 午後2時20分

この会議録は，書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員